

平成 29 年度池子小学校区住民自治協議会総会

日時：平成 29 年 4 月 30 日(日) 10:00~12:00

場所：逗子アリーナ 第一会議室

1.資格確認

2.開会の辞

3.会長挨拶

4.議長選出

5.議題

(1) 第一号議案 平成 28 年度活動報告 (案)

(2) 第二号議案 平成 28 年度収支決算報告 (案)

(3) 第三号議案 平成 29 年度役員承認 (案)

(4) 第四号議案 平成 29 年度活動計画 (案)

(5) 第五号議案 平成 29 年度収支予算 (案)

(6) その他

6.新会長挨拶

7.閉会の辞

第一号議案

平成28年度池子小学校区住民自治協議会活動報告（案）

月	日	項目	活動内容
4	17	池子小学校区住民自治協議会 設立総会	規約・役員・活動計画の審議、承認
	30	池子アザリエ連合部会	各自治会の情報交換・役員会報告等
5	21	役員会	役員顔合わせ・総会時の意見まとめ等
	28	池子アザリエ連合部会	各自治会の情報交換・役員会報告等
6	10	役員会	代表者会議の打ち合わせ等
	18	代表者会議	個人会員の見解審議・承認、協議会設立周知 方法検討（広報紙・Facebook）
	25	池子アザリエ連合部会	各自治会の情報交換・役員会報告等
7	2	役員会	広報紙発行に伴う検討と準備-1
	20	臨時役員会	広報紙発行に伴う検討と準備-2
	30	池子アザリエ連合部会	各自治会の情報交換・役員会報告等
8	4	臨時役員会	広報紙発行に伴う検討と準備-3 住民向けアンケート内容検討-1 協議会拠点設置の準備-1
	12	役員会	住民向けアンケートの内容検討-2
	27	池子アザリエ連合部会	各自治会の情報交換・役員会報告等
9	3	代表者会議	広報紙草案審議・承認 住民向けアンケート草案審議・承認
	9	役員会	広報紙校正・発行準備-1 住民向けアンケート校正・印刷と配布準備-1
	24	臨時役員会	広報紙・アンケート配布準備
	24	池子アザリエ連合部会	各自治会の情報交換・役員会報告等
10	1	役員会	協議会拠点設置に伴う検討と準備 インフラ整備の検討 次年度役員選出について
	29	池子アザリエ連合部会	各自治会の情報交換・役員会報告等
11	5	役員会	アンケート集計方法の検討 代表者会議打ち合せ
	21	臨時役員会	H28年度実行予算・H29年度収支予算案検討
	26	池子アザリエ連合部会	各自治会の情報交換・役員会報告等

12	3	代表者会議	H29年度活動方針及び収支予算案等の検討 次年度役員選出について 等
	15	臨時役員会	アンケート集計分担
	17	池子アザリエ連合部会	各自治会の情報交換・役員会報告等
1	13	役員会	アンケート集計結果作成 代表者会議打ち合せ
	27	臨時役員会	代表者会議打ち合せ等
	28	池子アザリエ連合部会	各自治会の情報交換・役員会報告等
2	4	臨時代表者会議	H29年度役員選出 アンケート集計結果報告
	17	役員会	H29年度総会議案書検討・代表者会議打ち合せ
	23	臨時役員会	代表者会議打ち合せ等
	25	池子アザリエ連合部会	各自治会の情報交換・役員会報告等
3	4	代表者会議	H29年度総会議案書検討等
	24	役員会	H29年度総会議案書修正・作成等
	25	池子アザリエ連合部会	各自治会の情報交換・役員会報告等

その他の活動

- ・ 会議・懇話会・協議会等への参加
- ・ 逗子市地域福祉計画・逗子市地域福祉活動計画懇話会
- ・ 逗子市総合計画審議会
- ・ 逗子市まちづくりネットワーク会議
- ・ (仮称) 自治基本条例ワークショップ
- ・ 逗子市池子接收地返還促進市民協議会
- ・ 地域と行政の合同ワークショップ・地域の自治をつくる
- ・ ふれあいフォーラム
- ・ 逗子市社会福祉協議会
- ・ 防災マップ作成 (池子小学校)

第二号議案

池子小学校区住民自治協議会

平成28年度収支決算報告(案)

①〔自主事業〕 平成28年04月01日 ～ 平成29年03月31日

収入の部

(単位 円)

項目	予算額	決算額	対予算増減額	備考
前年繰越金	0	0	0	
補助・助成金	226,000	226,000	0	
寄付金		10,000	10,000	口座開設費、齋藤様
利息		1	1	普通口座預金利息
合 計	226,000	236,001	10,001	

支出の部

(単位 円)

項目	予算額	決算額	対予算増減額	備考
活動費	20,000	20,000	0	健康まつり協賛
事務消耗品費	110,000	95,808	14,192	キャビネット、事務用品、インク代等
通信連絡費	20,000	2,870	17,130	
広報費	25,000	11,000	14,000	協議会たより発行費
施設使用料	30,000	40,100	-10,100	会館使用料、会議室料、総会会場費等
雑費	10,000	5,508	4,492	会議お茶代等。次年度より会議費予算組み
予備費	11,000	4,489	6,511	旅費交通費等。次年度より旅費交通費予算組み
合 計	226,000	179,775	46,225	

〔収支差引額〕

収入決算額	支出決算額	収支差引額
236,001	179,775	56,226

②〔共通事業〕

収入の部

(単位 円)

項目	予算額	決算額	対予算増減額	備考
前年繰越金	0	0	0	
補助・助成金	125,000	125,000	0	
雑収入	0	6,000	6,000	ワークショップ市職員弁当代
合 計	125,000	131,000	6,000	

支出の部

(単位 円)

	予算額	実績	残高	備考
地域づくり計画策定費	100,000	91,200	8,800	ワークショップ弁当代、アンケート集計費
アンケート調査費	25,000	22,966	2,034	アンケート草案作り費用
合 計	125,000	114,166	10,834	

③現金残高

普通貯金	67,060
合 計	67,060

④繰越し金

自主事業費繰越し金	56,226
共通事業繰越し金	10,834

上記の通り、平成28年度会計報告をいたします。

平成29年3月31日 池子小学校区住民自治協議会

会 長 齋藤 丈夫

会 計 柳澤 千恵子

⑤会計監査報告

平成28年度会計報告について、監査しました結果、
適正であることを認め、ここに報告申し上げます。

平成29年3月31日 池子小学校区住民自治協議会

会計監査 大澤平三郎

会計監査 伊藤 芳昭

第三号議案

平成29年度池子小学校区住民自治協議会役員（案）

役職名	氏名（所属）
会長	田宮知義 （東逗子ハイツ管理組合）
副会長兼池子アザリエ連合部会長	増田勝頼 （池子区会）
副会長兼事務局長	中村正喜 （池子体育会）
会計	金子亮 （東逗子ハイツ管理組合）
事務局員	大江悦子 （池子子ども会連合会後援会）
事務局員	鈴木郁江 （逗子中学校PTA）
事務局員	鈴木壇 （池子小学校PTA）
監事	相川時雄 （池子体育会）
監事	柳澤千恵子 （逗子市青少年指導員連絡協議会）
相談役	齋藤丈夫 （池子区会）

第四号議案

平成29年度池子小学校区住民自治協議会活動計画（案）

月	項目		活動内容
		部会	
平成29 年4月	総会		1. 住民自治協議会の運営 2. 構成員からの情報収集 3. 構成員に対する情報発信 4. 代表者会議における意見集約 5. 意見分析による課題の抽出 6. 課題別に行政との調整 7. 課題別に事業化の検討 8. 事業化決定後の部会設定 9. 地域づくり計画の策定 10. 平成30年度総会に向けた検討
	役員会		
5月		池子アザリエ連合部会	
	役員会		
6月		池子アザリエ連合部会	
	役員会		
	代表者会議		
7月		池子アザリエ連合部会	
	役員会		
8月		池子アザリエ連合部会	
	役員会		
9月	役員会		
	代表者会議		
		池子アザリエ連合部会	
10月	役員会		
		池子アザリエ連合部会	
11月	役員会		
		池子アザリエ連合部会	
12月	役員会		
	代表者会議		
		池子アザリエ連合部会	
平成30 年1月	役員会		
		池子アザリエ連合部会	
2月	役員会		
	代表者会議		
3月		池子アザリエ連合部会	
	役員会		
	代表者会議		
		池子アザリエ連合部会	

第五号議案

池子小学校区住民自治協議会

平成29年度 収支予算案

【自主事業】

〔収入の部〕

(単位 円)

科目	予算額	備考
前年度繰越金	56,226	
地域づくり交付金	302,000	基礎額200,000 世帯数加算額102,000
合計	358,226	

〔支出の部〕

科目	予算額	備考
活動費	50,000	部会活動費、連携団体事業への協力、支援等
事務消耗品費	125,000	消耗品代、備品代、印刷代等
通信費	30,000	切手、郵送代、インフラ管理等
旅費交通費	15,000	住民協活動、及び連携団体、事業活動参加への交通費等
施設使用費	60,000	池子会館(会議、拠点利用)、総会会場費等
会議費	20,000	お茶代
雑費	2,000	
予備費	56,226	
合計	358,226	

【共通事業】

〔収入の部〕

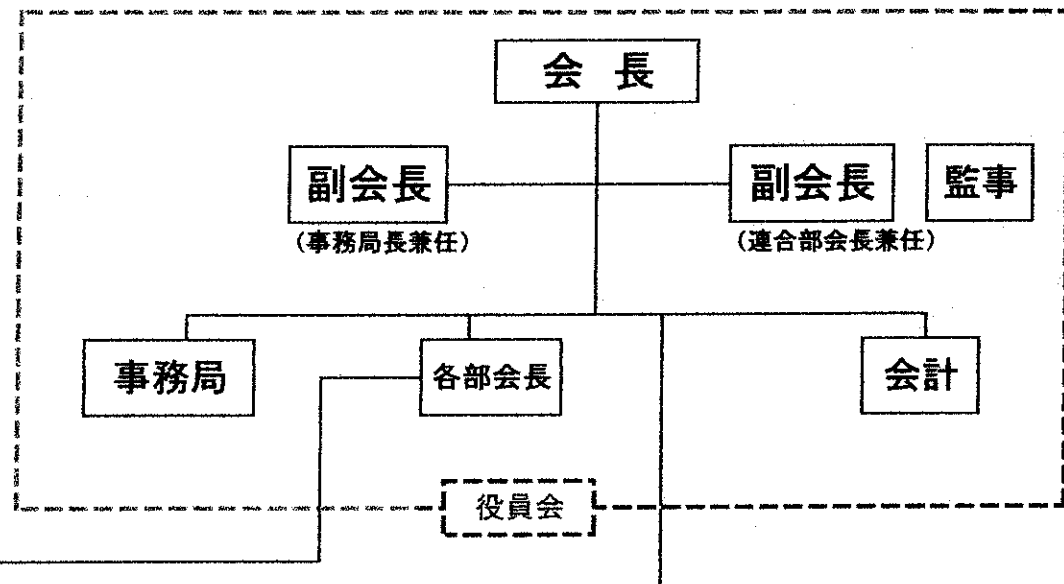
科目	予算額	備考
地域づくり交付金(共通事業)	10,834	前年度共通費繰越し金
合計	10,834	

〔支出の部〕

科目	予算額	備考
地域づくり計画策定	10,834	アンケート集計報告等
合計	10,834	

池子小学校区住民自治協議会組織図

H29.4



池子区会
東逗子第一団地自治会
東逗子第二団地自治会
アザリエ第一自治会
アザリエ第二自治会
アザリエ第三自治会
アザリエ第五自治会
ライオンズマンション東逗子管理組合
ライオンズグローバル逗子の丘管理組合
ロータリーパレス逗子管理組合
東逗子ハイツ管理組合

池子・アザリエ連合

池子小学校地区避難所運営委員会
池子小学校PTA
池子小学校支援地域本部
逗子中学校PTA
逗子中学校支援地域本部
池子子ども会連合会後援会
逗子市消防団 第四分団
逗子市青少年指導員連絡協議会
逗子市消防指導員連絡協議会
逗子市防犯指導員連絡協議会
ズシップ(池子ブロック)
逗子市東部地域包括支援センター

地域で活動する団体

逗子市社会福祉協議会
湘南保育園
池子小学校
逗子中学校
逗子中学校

オブザーバー

代表者会議

池子・アザリエ連合部会

部 会

総 会

構 成 員

池子小学校区住民自治協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、「池子小学校区住民自治協議会」（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、池子小学校区において、持続可能な地域社会の形成を目指し、地域づくり計画を策定し、地域づくり事業に取り組むことを目的とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、逗子市池子2-10-10 池子会館に置く。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域の安心・安全に関する事業
- (2) 地域の防災力の向上に関する事業
- (3) 地域の子どもの健全育成に関する事業
- (4) 地域のごみの減量化及び資源化に向けた取組に関する事業
- (5) その他地域づくり計画に基づく事業

(構成員)

第5条 協議会の構成員は、池子小学校区に在住、在勤する個人及び各種団体、法人等とする。

(会員)

第6条 会員は、協議会の目的に賛同し、入会した者とする。

(組織)

第7条 協議会は、総会、役員会、代表者会議、部会をもって構成する。

第2章 役員

(役員の種別)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 事務局員 数名
- (7) 部会長 数名

(役員の選出)

第9条 役員の選出は、会員の中より代表者会議の推薦により、総会で決定する。

(役員の職務)

第 10 条 協議会の役員は、次の職務にあたる。但し、職務の兼任は妨げない。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- (3) 会計は、出納事務を処理する。
- (4) 監事は、協議会の会計、資産の状況及び会の運営を監査する。
- (5) 事務局長は事務全般の総括を行う。
- (6) 事務局員は、事務全般を行う。
- (7) 部会長は、各部会の企画、運営を行う。

(役員の任期)

第 11 条 協議会の役員の任期は、1 年とする。ただし再任は妨げない。

2 欠員が生じたことにより選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 章 総会

(総会の種別)

第 12 条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第 13 条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 議決権は、協議会の各役員 1 票及び、各団体の代表者 1 票とし、重複役員 1 票とする。
- 3 議決権を持たない会員は、意見などを発言することが出来る。

(総会の開催)

第 14 条 通常総会は年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めた場合
 - (2) 議決権を有する会員の 3 分 1 以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第 15 条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から 60 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の 15 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の定足数)

第 16 条 総会は代表者会議の 2 分の 1 以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(総会の議長)

第 17 条 総会の議長は、副会長が行う。

(総会の議決)

第18条 総会の議事は出席した議決権を有する会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

第19条 総会は、次の事項を審議し、決定をする。

- (1) 地域づくり計画に関すること。
- (2) 事業計画、予算、決算の決定に関すること。
- (3) 規約の改廃の決定に関すること。
- (4) 役員の決定に関すること。
- (5) その他必要と思われる事項に関すること。

(総会の公開)

第20条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2 協議会の構成員は、通常総会及び臨時総会を傍聴することが出来る。但し議決権は有しない。

第4章 役員会

(役員会の構成)

第21条 役員会は、役員をもって構成する。但し監事は議決権を有しない。

(役員会の招集と議長)

第22条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

3 役員会は原則として毎月開催する。

(役員会の審議事項)

第23条 役員会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第5章 代表者会議

第24条 代表者会議は、会員が意見提案を行うとともに、相互の情報交換の場とし、役員会に反映させるものとする。

(会議の構成)

第25条

会議は、協議会役員及び各団体の代表者をもって構成する。

但し、代表者が役員になった団体からは、別途代表者をたてることが出来る。

(会議の開催)

第26条

四半期を目途に、必要に応じ開催する。

(会議の招集)

第27条

会議は、議長が招集し、会議の議長は会長がこれに当たる。

第28条

(会議の議決)

議決は、出席者の過半数とする。

第6章 部会

(部会の構成)

第29条 協議会に、必要に応じて次の部会を置くことができる。また、部会は協議会の会員で構成する。但し、協議会の構成員は、部会の活動に参加することができる。

- (1) 地域の安心・安全に関する部会
- (2) 地域の防災力の向上に関する部会
- (3) 地域の子どもの健全育成に関する部会
- (4) 地域のごみの減量化及び資源化に向けた取組に関する部会
- (5) その他地域づくり計画に基づく部会
- (6) 池子アザリエ連南部会

2 各部会の構成する者の中から各部会の長を選出する。

(部会の役割)

第30条 部会は、第2条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を担う。

2 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること
- (2) 各部会の実績報告及び決算に関すること
- (3) その他部会運営等に関すること

第7章 会計及び監査

(経費)

第31条 協議会の経費は、市交付金、寄付金及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第32条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。但し、設立年度にあつては、発足の日から翌年3月31日までとする。

(会計帳簿の整備)

第33条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 構成員による帳簿の閲覧の請求があつたときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第34条 監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第8章 その他

(委任)

第35条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮る。

(細則)

第36条 この規約施行について細則を設ける場合は、総会の議決を経て別に定める。

附則

この規約は、平成28年 4月17日から施行する。

